

# 4

令和2年第3回

多治見市議会定例会追加議案

令和2年6月5日

## 目 次

議第76号	多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて ……	1
議第77号	多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて・	2
議第78号	多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正するにつ いて……………	3

## 議第76号

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年6月5日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(笠原町の編入に伴う経過措置)」を付する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市の規則で定めるものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、第3条（防疫手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、市の規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議第77号

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年6月5日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正する条例

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度における利用負担金の額の特例）

- 3 別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、令和2年度に限り、8月の区分に係る利用負担金月額及び利用負担金日額は、8月以外の月の区分に係る当該額の金額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第78号

多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する  
について

多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）及び多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年6月5日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
（多治見市介護保険条例の一部改正）

第1条 多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる等の場合における保険料の減免申請期限の特例）

第11条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる者等に係る保険料減免申請にあつては、第16条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日」とあるのは、「市長が別に定める期限」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（多治見市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第1項中「支払い」を「支払」に、「附則第1条の2」を「附則第1

条の2第1項」に改め、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を加える。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる等の場合における保険料の減免申請期限の特例）

第16条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯等に係る保険料の減免申請にあつては、第25条第2項中「納期限前7日」とあるのは、「市長が別に定める期限」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条による改正後の多治見市介護保険条例附則第11条の規定は、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（令和2年1月以前分の保険料を除く。）に限る。）について適用する。
- 3 第2条による改正後の多治見市国民健康保険条例附則第16条の規定は、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（令和2年1月以前分の保険料を除く。）に限る。）について適用する。